明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣官房組織令の一部を改正する政令（六二）　二
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（六三）　二
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（六四）　三
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六五）　三
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六六）　四
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六七）　四
○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（六八）　四
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（六九）　四

〔省　令〕

○総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（**法務**一四）　五

〔告　示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**一三）　六
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**一四）　六
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**七五、七六）　七
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**七七）　七
○保安林の指定をする件（**農林水産**五六一～五七〇）　八
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（**同**五七一）　八
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**六二）　九
○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新した件（**同**六三）　九
○通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示（**観光庁**二）　九

〔国会事項〕

内閣　九

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働
最低工賃の改正決定に関する公示（福井労働局最低工賃公示一）　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団、金融商品取引業者の登録取消し処分、特定保険募集人の所在の確知等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一一
会社その他　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第六二号）（内閣官房）

1　内閣総務官室に公文書監理官一人を置くこととした。（第四条の四関係）
2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第六三号）（経済産業省）

1　大臣官房に公文書監理官を置くこととした。（第一二条関係）
2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第六四号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）
2　住宅局総務課、住宅政策課及び建築指導課の所掌事務を変更することとした。（第一一五条、第一一六条及び第一二〇条関係）
3　鉄道局都市鉄道政策課の所掌事務を変更することとした。（第一二五条関係）
4　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六五号）（警察庁）

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一六万五、一五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万七九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万二、五八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族